

第5回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第5回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年1月10日(木)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時37分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久保田・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 杉 田 實 男

平 野 元 三 井 怜 子

上 野 登 志 博 横 山 善 道

川 島 清 夫 山 崎 雄 作

船 戸 繁 俊 高 井 克 明

棚 橋 壽 子 長 屋 孝

大 西 克 巳 小 森 英 明

河 口 衛 高 瀬 茂

花 村 進 石 神 み ち 子

河 合 正 明 古 川 一 美

以上24名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

藤 岡 功

以上 1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 早矢仕 英雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

行政一般分科会長 鷺見 奉子

税務分科会長 棚橋 義孝

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也 久保田 裕司

安川 英明 土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

報告事項

報告第13号 第2回・第3回新市名称候補選定小委員会報告について

報告第14号 新しいまちづくりに関する住民意識調査結果中間報告について

協議事項

協議第11号 地方税の取扱いについて

協議第12号 条例、規則等の取扱いについて

協議第13号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

確認事項

第6回合併協議会開催日程等について

- 4 その他
- 5 閉会

事務局長 大変お待たせをいたしました。本年度もよろしくお願いいたします。

ただいまから第5回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

午後1時30分 開会

事務局長 開会に当たりまして、会長であります山崎通高富町長よりごあいさつを申し上げます。

会長 どうも皆さん、こんにちは。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。旧年中、皆様方には、合併協議会において大変多くのご尽力やご協力をいただきましたことを、心から御礼申し上げます。

また、新年を迎えまして、こうして皆様方と会議を持てますことを大変ありがたく感謝いたしている次第でございます。

大変な時期でございます。それぞれ各地区においてご活躍になったんだろうと、こんなふうには思っておりますが、雪の高さを測ってみると高富町役場の前でも65センチありましたし、大桑の奥の方は1メートル10センチ程積もったというようなことで、先程も山田先生から雪害対策のお話をいただきましたが、余り慣れておりませんので、この雪に久しぶりにびっくりしました。私、思ったんですけれども、私どもも雪が降りますと除雪をするんですが、この除雪に対して住民の方から、私の前がもうすごい雪なのでどかして欲しい、うちの前だけどかして欲しいと言われるんです。これは、恐らく私どもの町だけではなく、どこの町・村にもある話だと思うんですけれども、私の前はどかして欲しい、よその所はまず置いといてと、電話を掛けられるというのがどこでもあると思うんですけれども、そのことを聞きまして、本当道路の本数多くて、当然私の家の方にも電話があったんです。その時にその方にもお話をしたんですけれども、皆さんがそれぞれ自分の家の前は、あるいは自分の家の前の道路だけどかして欲しい、とにかくうちの前だけをやって欲しいというようなことをどんどんみんなが言うようになったら、本当にもう社会は混乱して、そして皆さんと助け合う精神も何もなくなってしまうのではないかというようなことを思ったんです。正月早々に余りふさわしくない話かも知れませんが、やっぱり地域の方たちでお互いに助け合って、自分達でできることは自分達です、そして皆で助け合ってできない部分は行政の方に頼むとか、或いはそういう業者の人に頼むというのが、本来の姿勢ではないかなということをよく思ったんです。この合併協議会も余り賛成でない方のことをちょっと耳にすると、一人や二人はあるようなふうには伺っておりますけれども、やっぱり皆さんで決めて進めていく上には、やっぱり皆さんと団結をし

て、そして住民の方たちにどうしたら一番喜んでいただけるかということを探して進んでいくというのが本来の目的ではないかと、こんなふうに思っているわけです。これからこの1年、特に皆様方にご尽力をいただいて進めていきたいと、こんなことを思っておるわけですが、私たちの使命は、住民の方たちにサービスの提供ができる一番いい方法を見出すという協議にありますので、この点をご理解いただきまして、今年1年また大いに活躍いただきますように心から祈念を申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、会議に入りたいと思いますが、まずその前に今日のご欠席ですが、高富町の藤岡委員がお仕事の都合上でご欠席と承っておりますので、よろしくお願いたします。

本日の会議時間でございますけれども、概ね3時半ごろまで約2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程よろしくお願いたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、合併協議会規約第11条第1項の規定に基づきまして会長が行うことになっておりますので、会長よろしくお願いたします。

議長 それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第13号の第2回・第3回新市名称候補選定小委員会報告について、小委員会の平野委員長から報告を求めます。

小委員会委員長 ご指名いただきましたので、第2回・第3回の小委員会の報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

若干、細部に亘りますので時間がかかるかと思いますが、その辺はご了承願います。

まず、第2回の新市名称候補選定小委員会の方から報告させていただきます。

会議は、平成13年11月1日木曜日、午後2時30分から午後4時まで当高富町役場の302会議室において開催されました。

協議内容といたしましては、継続協議となっておりました新市名称候補募集要領及び選定方法について協議いたしました。

協議の結果といたしましては、募集要領及び選定方法について、公募範囲等についていろいろご意見がございました。3つの案があり、公募範囲の制限はなしとするという案で調整を図りましたが、まだその時点では最終決定に至らず、12月の合併協議会におきま

して先進地の視察があるということでしたので、それを踏まえた上で第3回の小委員会において決定することを確認したわけでございます。

以上が第2回の新市名称候補選定小委員会の報告でございます。

続きまして、第3回の新市名称候補選定小委員会の報告をさせていただきます。

会議は、平成13年12月11日火曜日、午後1時28分から午後2時53分まで、当高富町役場の302会議室で開催いたしました。

協議内容といたしましては、継続協議となっておりました新市名称候補募集要領及び選定方法について協議を行いました。

協議結果につきましては、後程ご説明いたしますが、別紙のとおり決定されました。また、募集に際し、チラシを兼ねた専用応募用紙を作製することになっておりますが、この専用応募用紙の様式等につきましては、本日この合併協議会終了後に第4回の小委員会を開催し、その場で決定し確認していきたいと思っております。

それでは、新市名称候補募集要領及び選定方法について、協議結果を報告させていただきます。

お手元に配付されております資料、募集要領選定方法をご参照願いたいと思います。

最初に、公募の範囲でございますが、より広く多くの皆さんからアイデアをいただくということで、公募範囲は制限をしないということにいたしました。いわゆる全国公募といえますか、どなたでも申し込みいただけるというような形でございます。と言いましても、やはり地元は何らかの関わりのある方に、特に応募していただきたいというふうな思いもありまして、山県郡に愛着のある方、関心のある方に応募していただきたいという表現をすることといたしました。

応募方法については、専用応募用紙、はがき、封書、ファックス、ホームページといたしました。1人何点でも応募可能といたしましたが、ただし懸賞等の関係がございますので、同一人による同一名称の応募は1点限り有効といたします。1人で同じ名称をいくつ応募されても、1点のみ有効ということでございます。

次に、住民への周知の方法でございますが、これについては合併協議会だより、専用応募用紙を兼ねたチラシ、ホームページ、高富町の有線テレビ、伊自良村と美山町にございます電光情報板、タウン情報誌等によって行いたいと考えております。新聞、テレビ等のマスコミについては、情報提供することといたしますが、懸賞等を専門に掲載する雑誌、公募ガイド等については、懸賞を目当ての応募という可能性が多分にあるということで、

それらには掲載しないということにいたしました。

次に、公募の期間でございますが、お手元の資料のとおり2月1日金曜日から3月20日水曜日までといたします。

次に、応募する場合の記載内容ですが、これは新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記していただきます。

次に、名称候補の選定方法でございますが、小委員会で全応募作品の中から10の候補を選定いたしまして、その選定されました10の候補について合併協議会で協議していただき、最終的に名称を決定していただくことになろうかと思っております。

次に、小委員会で名称を選定する場合の選定基準を定めました。

まず、漢字、ひらがな、カタカナで表記された読み書きが容易な名称であるということでございます。また、既存の市町村名でない名称とすることでございます。もちろん、この中には高富、伊自良、美山等の名称も含むことといたしました。要は、既存の高富、伊自良、美山といった名称は使わないということも含んでいる訳でございます。

次に、名称の理由が明確であるものがございますが、例えば山県郡が地理的にイメージできる名称であるとか、山県郡の歴史・文化にちなんだ名称であるとかということがございます。できるだけ、そういったことが盛り込まれた名称がいいのではないかとことごとでございます。

また、同一名称での応募数については、選考の際の参考に留めることといたします。これは、応募数の多い名称に決定するということではないということで、例えば1件しか応募がなかった名称でも採用されるということで、応募数については参考に留めるということでございます。非常に優秀な名前があれば、非常に少ない応募数でも、それを採用させていただくようなことになろうということでございます。以上が、小委員会で選定する際の基準でございます。

最後に、今回の名称募集に際して懸賞を付けたらどうかということになりました。内容は、次のとおりでございます。

まず、名付け親大賞として、新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選によりまして1名の方に、10万円分の商品券を進呈することといたします。

また、大賞受賞者には合併協議会の席上において表彰をしたらということも考えてございます。

次に、名付け親賞として、新市の名称として決定された作品の応募者の中から、名付け

親賞から漏れた方の中から、抽選により最高10名までを決定して、それぞれ1万円分の商品券を進呈することといたしました。

次に、特別賞につきましては、小委員会で名称候補を10候補程度選定しますが、新市の名称として決定されなかった他の9つの名称候補の応募者の中から、抽選により最高20名にそれぞれ5,000円相当の地元の特産品を進呈することといたしました。

以上が新市名称候補募集要領及び選定方法でございますが、今回の募集に際し、未来を担う子供たちにも応募の機会を与えるということで、山県郡内の小・中学生に一般公募とは別に応募を依頼することといたしました。これは、次のページにも、簡単に記載してございますが、まず小・中学生専用の応募用紙を作製いたしまして、この用紙を小学生1年生と中学生で同じという訳にもいきませんので、小学校低学年用と小学校高学年から中学生用の2種類用意をいたしまして、この用紙を学校の先生方にご協力いただいて、子供たちに配布して回収をお願いすることといたしました。

提出については、任意で、全く自由でございます。

応募作品の扱いにつきましても、小・中学生分として特別に扱うということではなく、一般公募と同様に扱われます。

以上が、小・中学生の応募についてでございますが、小・中学生の応募については今後教育委員会とよく相談をいたしまして、進めたいと考えております。

それから、次のページに参考までに今後の新市の名称の選定スケジュールを出させていたいただきました。あくまで、これは参考資料ということでございますが、簡単にご説明させていただきます。

まず、本日の第5回合併協議会に、第2回・第3回の小委員会報告を出させていただきます。1月中旬となっております第4回小委員会については、本日の合併協議会が終了し次第、専用応募用紙等について協議する予定でございます。2月1日、第6回の合併協議会の開催のときに、第4回の小委員会の報告をさせていただきます、新市名称の募集を開始したいと考えております。同時に、小・中学生にも応募用紙を配布し、応募を呼びかけるわけでございます。一般公募の締め切りは3月20日といたしますが、小・中学生の締め切りにつきましては、学校の行事・卒業式等がございますので、教育委員会と協議し3月中旬ごろまでを目途にして募集したいと考えております。その後、4月上旬までに合併協議会事務局で応募結果の集計を行い、4月中旬に小委員会を開催し、名称候補の選定を開始いたします。その後、随時小委員会を開催し、4月下旬までに10の候補を決定し、で

できれば5月1日の合併協議会に候補を提示して、皆さんにご検討いただくことになろうかと思っています。

以上が、第3回新市名称候補選定小委員会の協議結果でございます。

甚だ簡単でございますが、以上が第2回・第3回の小委員会の報告ということでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま平野委員長から報告がありました件につきまして、何かご質問かご意見がありましたらどうぞ。

委員 今、新市名称の募集について非常に詳しくお聞きしたわけですけど、その中で私の思ったのは懸賞の項目なんですけど、名付け親大賞1名とか、名付け親賞10名というようなのはそれでいいと思いますが、名付け親として例えば100名ぐらいの方が同じ名前を挙げられたというようなときがありましたら、外れた方に対しても同じ名前を付けていただいたというような通知を出すとか、そういうような方法はできないかなと思っています。

小委員会委員長 いろいろ提案していただいた方に通知をするということですが、当然必要だと思いますが、協議会だより等が各戸に配布されると思いますので、そういったことで対応させていただけるというように私は思うんですが、一遍その辺につきましては、小委員会の方でまた検討させていただきたいというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

委員 説明を受けました選定基準なんですけれども、既存の市町村名、高富、伊自良、美山と、この3つですけれども、山県郡の「山県」という取扱いはどのように検討されたのか、ご説明いただきたいと思います。

小委員会委員長 「山県」という名称につきましては、非常に由緒ある名称でございますので、そういったものについては恐らく今後も多分たくさん出るんじゃないかというような話が出ましたが、ここで言いますのは、新しい市になりますと高富とか、あるいは伊自良とか、美山という今までのそういった名称を使わないと、山県郡については、「山県」を使用しても結構だということで、よろしく願いいたします。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご質問、ご意見もないようでございますので、次に移りまして、報告第14号の新しいまちづくりに関する住民意識調査結果中間報告について、事務局からご報告を申し上げます。

事務局長 それでは、住民意識調査の中間報告についてご報告を申し上げます。

資料といたしましては、報告14というナンバーが振ってある資料をご覧いただきたいと思っております。資料を見ながらご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

この10月に新しいまちづくりに関する住民意識調査ということで、最終的には市町村建設計画、将来構想を立てるための参考にしたいということで、住民意識調査を実施いたしました。10月に行いましたが、その回収結果でございますが、3町村合わせて8,622通配布いたしましたところ、回収が4,167通ございました。うち、何も記載がない、全く白紙で返って参りました回収が5通ございましたので、有効回収といたしましては4,162通ということでございまして、一番最後のところの数字を見ていただきますと、有効回収率、これが48.27%という結果でございます。半数には満たなかったんですけども、約半数の有効な回答があったということでございます。

今回、中間報告ということでございますので、集計をしたそのまま、生の数値データをご報告いたしております。このままで終わらせるつもりはございません。最終的に分析等を行いまして、皆様によりわかりやすい形で最終的な報告をする予定でございますけれども、今回は時間の関係もございまして、とりあえず中間報告をさせていただきたいということでございます。次回の協議会には、最終的な結果、取りまとめが提出できると思っております。

まず、1ページの方をご覧いただきますと、問1でございます。問1は回答される方の属性と申しますか、例えばどこの町村に住んでいらっしゃるかと、性別はどうか、年齢はどうかということをお尋ねして、それについてのご回答でございますので、回答そのものとはやや違う扱いになっております。このような数字になっております。

次、2ページをご覧ください。

ここからが実質的な質問事項でございます。問2は、市町村合併についての見聞きということで、「あなたは、この1年の間に市町村合併についての記事や報道などの話題を見聞きしたことはありますか」という問いでございます。基本的に、頻繁に見聞きした、これは31.7%、全体の数字をいっておりますけれども、たまに見聞きしたというのが57.4%、合わせますと89.1%ということで、あまり見聞きしなかったとか、全く見

聞きしなかったという方もございますけれども、ほぼ9割近い方が何らかの形で市町村合併についての情報を見聞きしていらっしゃるという結果でございます。それぞれの方に属性別、性別とか、年齢別に数字が出ておりますけれども、その属性に係わらず大きな差はなく、ほとんどの人が市町村合併の話題というのは普段よく見聞きしていらっしゃる。最近、新聞報道等でもよくありますし、大体関心を持って見ていらっしゃるというふうに言えると思います。

次のページに参ります。

問3でございますが、市町村合併の必要性となっておりますが、「あなたは、一般論として市町村合併を進める必要があると思いますか」という問いでございます。これは、一般論というふうに言っておりますので、山県郡が云々という話ではございません。必要があると、どちらかという必要があると思うという方を合わせますと60.2%、やはりこれも全体の数字でございますけど、60.2%ということになっておりまして、必要なしという方が9.4%、それからどちらかというが必要がないと思う方が13.3%ということで、合わせて22.7%ということで、わからないという方も15.3%いらっしゃいます。約6割の方が一般的には市町村合併を進める必要があるというふうに感じていらっしゃるということでございます。これも属性別に下の方に数字が列挙してございますけれども、基本的にはすべての層で合併は必要であるという意向が多数を占めておりまして、特に業種別でいいますと第1次産業に従事されている方は非常に高い、70.4%という数字になっております。

次に参ります。

4ページでございますが、「あなたが一般論として市町村合併に期待することは何ですか」という問いでございます。これも一般論として聞いておりますけれども、結果を見ますと行政事務の効率化による経費削減につながるというのが1番でございます。その次が各種の行政サービスが充実する、それから3番目が道路・公共施設整備など広域的視点からのまちづくりというところが非常に大きい数字になっておりまして、この3点に非常に皆様の期待が高いということがうかがえるかと思えます。

その次に参ります。

次は、一般論ではなく山県郡3町村の合併についての関心の度合いを伺っております。「山県郡3町村の合併について関心がありますか」という問いに対して、これも全体でございますけれども、大いに関心があるという方、それからまあまあ関心があるという方を

合わせますと77.3%ということで、割と高い方が関心を持っていらっしゃるということで、全く関心がないとほとんど関心がないという方を合わせますと16.0%、それからわからないという回答が5.3%ということで、非常に関心は高いということがうかがえるかと思えます。

その次に参ります。6ページでございます。

6ページは問6でございます、「山県郡3町村の将来イメージとして、どれが適当だと思いますか」という問いをしております。これは、複数回答ができるという問いでございますが、基本的には保健・福祉のまちというのが第1位でございます、その次に自然環境を大切にすまち、それから生活環境が整ったまちというのが上位3つになっております。やはり、属性別の分析も別々しているわけなんですけれども、ほとんどの層で保健・福祉のまちというのが高い数字となっております。

その次のページ、7ページに参ります。

「山県郡3町村の合併による期待度を分野ごとにお尋ねします」という問いでございます。これは、5つの分野に分けて、保健・医療・福祉分野、生活環境分野、産業振興分野、文化・人づくり分野、地域振興分野という5つの分野ごとにそれぞれの項目、全部で28設けて、項目ごとに、非常に期待する、期待する、特に期待しないという3つの回答をいただきました。それぞれ生の数字を挙げてございますけれども、例えば保健・医療・福祉分野ですと、保健・医療体制の充実といったものが非常に期待するというご回答が多くなってございますし、生活環境分野ですと、やはりごみ処理・リサイクル体制というところや、環境保全対策、それから道路の整備というようなものも非常に高い数字になっております。産業振興分野ですと、工業の振興というのが高くなってございますし、次の8ページに参りますと、文化・人づくり分野ですと、やはり学校教育の充実というところも高い数字になっております。それから地域振興分野につきましては、ちょっと字が途中で切れておまして申し訳ないんですけども、CATVやインターネットの活用など、地域の情報化というところが高い数字になっているんじゃないかということで、これは全体での集計数字を中間報告で示しておりますけれども、当然もっと細かい、例えば町村別の分析等をしてございますので、最終的なご報告の中ではお示しできるというふうに思っております。

それから、今日はお示ししておりませんが、自由意見ということで、一番最後のページに囲みで自由にご意見をくださいということで、問8というのを設けております。

「山県郡3町村の将来についての、あなたの夢やアイデア、率直なご意見・ご要望がありましたらお聞かせください」という問いが設けてございまして、ここに回答が寄せられております。これにつきましては、ただいま集計分析をしている途中ですけれども、カテゴリー分けをしまして、分類整理をいたしまして、何らかの形でこれもご提供したいと、今日はちょっと資料を付けておりませんが、これも最終報告の中では何らかの形で皆様にご提供したいというふうに考えております。

この住民意識調査の結果は、最終的に取りまとめを行いまして、先程申しましたように、将来構想や、市町村建設計画を策定する際の重要な参考資料といたします。この結果に基づいて、住民の皆様がどういうまちづくりを望んでいらっしゃるかに基づいて、計画がつくられるということでございますので、貴重な資料として活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から報告いたしました。その案件につきまして何かご質問、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご質問、ご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議第11号の地方税の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

協議11となっております資料をご覧ください。5ページにわたって掲載してある資料でございます。これも座ってご説明させていただきます。

今回、地方税の取扱いということで協議項目を設定いたしました。国民健康保険税につきましては国民健康保険制度全体の中で取扱わさせていただくということで、国民健康保険税だけは税でございますけれども除いております。

その他の税目につきまして、調整方針を示させていただきます。

それでは、調整の方針(案)を読ませていただきます。

個人町（村）民税、法人町（村）民税、固定資産税、軽自動車税、町（村）たばこ税、鉱山税、特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとしております。

まず第1でございますけれども、ここに列挙しております税目につきましては税率、基本的に根幹部分は税制ということになりますけれども、その根幹部分につきましては、3町村の間に基本的には差がなく、同じ制度のもとに税の制度が行われているということで、基本的にはそのまま新市に引き継ぎたいということでございます。個別にご説明いたします。

個人町（村）民税、表の第1に掲げてございますけれども、例えば税率のところを見ていただきますと、均等割2,000円というのも共通ですし、所得割につきましては標準税率を3町村とも用いておりますので、差がございません。ちなみに、均等割につきましては地方税法第310条、右端のところの備考に記載してございますけれども、地方税法第310条によって決まっております、現在の3町村の場合あるいは新しい市の場合は年額2,000円ということで決まっております。例えば、人口5万人を超える市になると、例えばそういうことでありますと、これが年額2,500円ということになる可能性もあるんですけれども、現在3町村では3万人を若干超えるという人口が想定されておりますので、やはり2,000円のままということで変わりません。納期・特別徴収についても、特に差はございません。

その次の2番目、法人町（村）民税につきましても、均等割は標準税率を3町村とも使われております。法人税割につきましても、100分の12.3という標準税率を使っておりますので、差異がございません。

次のページに参りますが、固定資産税につきましても、税率はこれも標準税率である100分の1.4を使っておりますので、差異はございません。ただし、調整の方針等で申し上げましたように、固定資産税の納期につきましては若干の差異がございますので、これについては美山町の納期、ご覧いただきますように第1期は4月1日から同月30日までというふうに書いてあります。ここに記載してありますとおりに統一をしたいということでございます。

次、4番軽自動車税につきましては、これも税率は標準税率を3町村とも使っております

すので変わりはありませんが、これも調整方針のところで触れましたように、納期が4月14日と4月11日と時期が若干異なりますので、これは伊自良村、美山町の4月11日の方で統一したいということで調整方針を出しております。

町(村)たばこ税につきましても、1,000本につき2,434円ということで差異がございません。

鉱山税につきましては、税率にこれも標準税率を使っておりますので、差異がございません。

次のページに参りまして、特別土地保有税につきましても、ご覧のとおり差異はございませんが、ただし、若干異なってくる点がございます。ご説明申し上げますと、免税点というのがございまして、その面積に満たない場合には税金を課さないという面積でございます。今高富町の場合は、都市計画区域を有する町ということで、免税点が5,000平方メートルということになっておりますが、伊自良村、美山町につきましては都市計画区域を有しないその他の市町村ということで、1万平方メートルということになっております。今度、新しく市になるということになりますと、その市は都市計画区域を有する市ということになるかと思っておりますので、この場合は免税点が5,000平方メートルで統一されます。ただし、地方税法に特例がございまして、備考欄の下を見ていただきますと、合併時前に取得した土地のうち、伊自良村、美山町の区域については、合併の日から3年間は免税点が1万平方メートルというふうに言っております、3年間の間は1万平方メートル、合併前に取得した土地については1万平方メートルというのが適用されますけども、それを過ぎたときには5,000平方メートルで全市統一されるということになります。

最後に、入湯税でございますけれども、これは実際源泉と申しますか、温泉の源泉があるかないかで、今高富町と伊自良村にはその源泉がございませんので、入湯税というのは制度としてございませんが、美山町には源泉自体はございます。ただし、現在のところ営業活動と申しますか、料金を取ってお客さんに来ていただくということをしておりませんので、実際のところ課税そのものは行なっておりませんが、源泉そのものはあるということで、美山町には当然制度が残っております。新しい市においても、この制度をそのまま残しておいて、もし営業活動を再開するようなことがあれば、そこで入湯税をいただくということにしたいということでございます。

そこまでが現在税の制度としてあるものについて、このまま市に引き継ぎたいというものでございます。

一番最後のページに都市計画税の資料がございます。実は、市町村は都市計画事業また土地区画整理事業に要する費用に充てるために、一定の区域、都市計画区域内等に所在する土地家屋に対して都市計画税を課することができるという地方税の制度があるわけです。これは、課税するかどうか、あるいは課税税率の水準をどうするかは市町村の自主的な判断に委ねられておりまして、現在高富町には都市計画区域はございますけれども、都市計画税は課しておりません。伊自良村、美山町には都市計画区域はございませんので、当然のことながら都市計画税というのはございません。従いまして、現在のところ高富町に都市計画区域はあるけれども、税を課していないという状況でございます。今度の新しい市におきましても、やはり同じように都市計画区域は存するけれども、市として当初の段階で都市計画税を創設することはしないという結論でございます。現在、県内の状況を見ますと、県内で14の市がございますけれども、14市は都市計画税を課税しているようでございますけれども、今度の新しい市においては当初都市計画税を取ることはしないという結論でございます。現在課している税目以外には新しく税の項目を増やすことはしないという調整方針でございます。念のために都市計画税についてもご説明を申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第11号の地方税の取扱いにつきましてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

ご発言をどうぞ。

委員 都市計画税について、例えば、今の人口3万人ということであると、このままいけば都市計画税を課税するには足りないということになるんですか。

事務局長 都市計画税の場合、人口要件というのは特に関係ございませんので、今、合併協議の中で市として永久に何々をすとか、しないとかということはちょっと決めがたいということなんですけれども、少なくとも新市になって都市計画税を創設することはしないということでございます。未来永劫絶対に取りたくないということを、ここで私が申し上げるわけにはいかないということをご理解いただきたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ほかにご意見もご質問もないようですので、協議第11号の地方税の取扱いにつ

いては、原案のとおり承認させていただきますことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、協議第11号の地方税の取扱いについては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議第12号の条例、規則等の取扱いについてのご協議をお願いします。事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

協議12と書いてあります資料をご覧ください。これも座ってご説明させていただきます。

調整の方針(案)を読み上げます。

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとするということで、条例、規則と申しますのはこの合併協議でいろいろなことが承認され、ある意味ではだんだん新しい市の姿が現れてくるということになりますけども、この合併協議の中で調整されてきたことが、そのままきちんと条例、規則の中に表されていきますという方針でございます。新市がもし立ち上がるということになりますと、合併期日と申しますと平成15年4月1日なんでございますけども、このときからもう既に新しい市の事務事業というのは直ちに開始されるわけで、それに支障がないようにきちんと整備していきますというのが、今回の調整方針でございます。

留意事項のところを簡単にご説明申し上げますと、新設合併ということでございますので、合併関係市町村、この場合3町村、高富、伊自良、美山の3町村は基本的には団体としては消滅してしまいますので、この前にご説明申し上げたことがあると思うんですけども、各町村の条例、規則等はすべて効力を失います。また同様に、一部事務組合、例えば山県消防組合ですとか、保健福祉事務組合等の条例、規則も効力を失ってしまいますので、市において新たに条例、規則等をつくる必要があります。原則としては、新市に新たに制定し施行する必要があるということになります。これが大原則でございます。

その中でも、やはりきちんと整理をするということで、合併期日、今のところ4月1日からすぐに施行しなければならないものもたくさんございますので、条例については議会の議決を経るとまがございませんので、専決処分という手続きがあるんでございますけ

れども、市長職務執行者というのが置かれますので、その方が専決の処分を行って、即時に制定し施行するということになります。規則等につきましても、新市の職務執行者が職権により制定し施行するということで、4月1日から直ちに始まる仕事に対しての備えを行うということでございます。

は合併後、逐次制定し施行させるものということで、例えば議会サイドでしか決められない、例えば委員会規則等につきましては、これは職務執行者が決めるわけには参りませんので、議会が立ち上がってから決める、あるいは4月1日当初にはすぐには市として規定する必要がないけれども、順次きちんと整備していくんだというものもございまして、こういったものが4月1日にはないんだけれども、だんだん整備していくというもの、それから3町村に今ある条例、規則等について、合併と併せて廃止するというものもございまして、そういった区分をきちんといたしまして、整理をするという方針でございます。

例外的に、地方自治法施行令第3条で、新市において条例、規則等が制定、施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来地域で施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き継ぎ施行することができるという規定がございまして、要は旧町村で行われていた条例を、そのまま新市に引き継ぐということもできないわけではないという制度になっております。これらは非常に例外でございまして、基本的には原則によって新しく条例、規則をつくって運用していくということになると思います。

先進事例を挙げますと、私どもとほぼ共通なのが平成13年5月1日に合併したさいたま市でございまして、条例、規則については協議項目の調整方針に基づき調整を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとするということで、まず私どもとほとんど同じ調整方針でございます。それぞれ先進事例をみますと、いろんな書き方があるんですけども、基本的には事務事業の調整方針、事務事業に支障がないように、こういった合併協議の調整方針に従って決めていくんだというのが、共通した内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第12号の条例、規則等の取扱いにつきましてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご意見もないようですので、協議第12号の条例、規則等の取扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

協議第12号の条例、規則等の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第13号の町、字の区域及び名称の取扱いについてのご協議をお願いします。

事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

協議13とナンバーを振ってあります資料をご覧ください。これも座ってご説明させていただきます。

調整の方針(案)を読み上げます。

町、字の区域及び名称については、現行のとおりとするとしてあります。町、字の区域と言いますけれども、町というのは3町村今現在、該当なしというふうに表の中に表わしてありますけれども、該当がございません。今何々町と、ここでいう町は高富町とか、美山町というときの地方自治体を表す町でございませんで、その下の何々市何々町というときの町でございまして、これは今現在該当がございません。

字の名称につきましては、ここに3町村の字の名称が列挙してございます。現状こうなっているものについては、このまま区域も名称も何ら変更せずこのままでどうかという提案でございます。もし、これを変えるということになりますと、手続的には議会の議決を経て都道府県知事に届けるという手続が必要でございますが、これは参考までに知っていただければいいんですが、先進事例の方を見ていただきますと、備考欄の右下にございますけれども、あきる野市は私どもと全く同じでございしますが、2市町の町、字の名称及び区域は従前のとおりとするということで全く同じでございします。さいたま市は、町、字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町、字名については地域住民の意向を尊重し調整するものとするとしてありまして、たまたま、さいたま市の場合は同じ、例えば複数の市に同じ名称があったというところでございまして、これについては調整が必要であると言っているわけで、山県郡3町村の場合は同じ名称というのは、ご覧になってわかりますように見当たりませんので、この部分については、さいたま市の部分は参考に

ならないということになります。

西東京市につきましては、2市の町名は原則として現行のとおりとするということで、ここは字ということじゃなくて町名と言っておりますので、どうも山県郡とはちょっと違う名称がついているようでございますけれども、基本的な考え方は同じということです。ただし、同一町名の「本町」については田無市の「本町」を「田無町」に、保谷市の「本町」を「保谷町」に変更するというので、両市に「本町」というのがあったようございますけれども、それぞれ「田無町」、「保谷町」に変更すると、もう一つは、「ひばりが丘団地」については「ひばりが丘三丁目」に統合するということになっております。一つの団地が2市にまたがってあったということになるんですけれども、それについては一つの名称に統一するんだというふうなことがあります、これも山県郡には該当がございませんので、参考に留めることとなります。ただし、篠山市なんですけれども、篠山町、西紀町、丹南町の大字については従前のとおりとするということで、これは私どもと同じでございますけども、ただ一つ今田町という、これは合併町村の今田町については従前の大字の前に今田町を付けた大字とするということで、例えば事例として申し上げますので誤解のないようにしていただきたいと思っておりますけども、今田町 という字名があった場合には、篠山市今田町 というふうに言うんだということで、今田町については今田町の名前を残すということで、特に違った扱いをしているということになっております。先進事例を見ますと、大体そんなようなことで、基本的には従前の字名をそのまま使うというところが多いように思います。

高富町、伊自良村、美山町という旧町村名がどうなってしまうんだという議論がございます。これにつきましては、例えば伊自良村、美山町につきましては支所の名称ということで、伊自良支所、美山支所という名称が残ります。住民に非常に関わりの深いといいますが、愛着のある小・中学校、全部ではないんですが、小・中学校の名称としては、例えば伊自良中学校という形で残ることもあるということで、旧町村名というのは全く消えてしまうと、世の中から全く消えてしまうということではないということで、基本的にはそういった公共施設ですとか、学校等で名称が残ってくるということをご理解を賜りたいということでございます。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第13号の町、字の区域及び名称の取

扱いについて、ご質問やご意見ありましたら、ご発言をどうぞ。

委員 ただいま説明をいただきました字の名称なんですけれども、このとおりで結構だと思いますが、現在この表を見てもみますと、端的に伊自良などは今の現在の区ですか、字ですか、それはこのように出ておりますが、特に谷合と葛原の場合は旧村が1つに字となっております。こういう点につきまして、今後の自治会の構成はどのようにされるか、ちょっとお聞きしたいのですが、例えていうならば現在の制度を残れるのか、この割り当てどおりに広報会長になるか、区長になるか、字長になるかわかりませんが、その町をつくったときに、高富なんかもう高富という大きな一つの単位で行政をやっていかれるのか、葛原も一本でやられるのか、それとも中で小分けするののかということがちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

議長 暫時休憩をお願いします。

午後2時27分 休憩

午後2時28分 再開

議長 お待たせしました。休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

局長からご返答させていただきます。

事務局長 誠に申し訳ありませんでした。

実は、この字の名称と自治会組織というのは関係がない訳ではございません。連動はしておりますけれども、自治会組織はどういうふうに置くかということと、字の名称をどうするか、基本的には別に考えられることをごさいますて、実は自治会組織をどのようにしていくかについては別の協議事項として、当然この協議会にもお諮りをしたいと思っております。また統一した方針として出す準備が整っておりませんので、今私がこうなりますというのを直ちにご説明する訳には参りませんので、少なくともこれによって自治会組織が決まってしまうということではないということだけ、ご理解をいただきたいというふうに思うんですけども。

議長 よろしゅうございますか。

委員 いろいろとこの表を見せてもらっただけでは簡単に理解できなかったのが質問したわけですが、今後において確かに葛原は葛原全体が1番から5000番近い番号で区分けされておりますが、その中に字は13、14あります。そのようなことで広報会が分かれておるわけですが、そういう点でまたよろしく協議をしていただくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

暫時後

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、特にご意見もないようでございますけれども、協議第13号の町、字の区域及び名称の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくことよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、皆様のご同意をいただきましたので、協議第13号の町、字の区域及び名称の取扱いについては、原案のとおり承認をさせていただきました。

続きまして、協議第14号の慣行の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

これについては、ちょっとお断りを申し上げます。

協議14として提出された資料でございますけれども、差し替えをお願いしたいものですから、お手数ですけれどもよろしくをお願いいたします。実は、町村章のシンボルマークがお配りした資料には抜けておりましたので、入ったもので差し替えをお願いしたいということで、誠にお手数で申しわけありませんが、差し替えをお願いいたします。お手元に配付してあります。

それでは、ご説明を申し上げます。座って説明します。

調整方針(案)でございますが、市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整するというので、基本的にここに掲げてございますような町村民憲章ですか、町村章というのは町村のシンボルといいですか、新しい市において中心的な、イメージとして中心となるものでございますので、これらのものはやはりこの合併協議会の中で決めてしまうという筋合いのものでなくて、やはり新市において、基本的には新しい市長のもとで決めて、あるいは新しい議会のもとで決めていただいたらどうかという調整の方針でございます。

2ページから先にご説明申し上げますと、先進事例が掲げてございますけれども、それ

ぞれ項目はいろいろあるんですけれども、基本的には市の市章、市民憲章等については、新市において新たに調整するという記載がほとんど全てだと思います。基本的に、こういう方針で合併の場合は進められているのではないかというふうに思います。ちなみに、慣行の取り扱いとしてございますけれども、実はこのほかにも例えば町村の中には町の方でつくられた歌ですとか、あるいは姉妹提携ですとか、こういった慣行あるいはシンボルマークですとか、そういったものが幾つかございまして、これについては次回以降また諮らせていただきたいということで、今回につきましては、ここに列挙してあります市町村民憲章、それから市町村章、花、木、宣言について、新市において調整するという案で出させていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

議長 ただいま事務局の方から説明をいただきました協議第14号の慣行の取扱いにつきましてご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご意見もないようですので、協議第14号については原案のとおり承認させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

協議第14号の慣行の取扱いについては、本日上程いたしております市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言につきましては、原案のとおり承認をさせていただきました。ただし、事務局から説明させていただきましたように、その他の慣行等につきましては次回以降に上程をさせていただくということで、協議事項といたしましては取り敢えず継続でご審議をお願いしたい、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、原則どおり2月1日の金曜日としたいと思っております。開催時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ご異議なしということでございますので、2月1日の金曜日の午後1時半からというこ

とでお願いしたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

皆さんには、大変お忙しいところをそれぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加をいただきますようお願いをいたします。

また、詳しい内容につきましては、追って事務局より改めてご案内をさせていただく予定でございます。

次回の会議における協議事項につきましては、何か皆さんの方からございましたらご意見をどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、事務局の方からご説明やらご案内をさせていただきますので、お願ひします。

事務局長 次回の予定でございますけれども、まず報告事項といたしまして、先程小委員会の平野委員長からお話がありましたように、新市名称の公募を開始いたしますので、そのご報告が出される予定になってございます。その次に、これも先程ご説明申し上げましたけれど、中間報告だけございましたので、住民意識調査の結果報告という形で詳細な分析を行った資料を提供したいと思っております。

協議事項でございますけれども、現在分科会、それから専門部会、幹事会も精力的に各項目について検討を重ねておりまして、まだ検討中のものがたくさんございまして、どれを協議会に提出できるかということは非常に微妙な段階でございますけれども、少なくとも今日決定協議いたしました慣行の取扱い というのを出してありますけれども、これの続きにつきましては提供したいと。それから、一部事務組合と総合交通体系等につきまして、何らかの形でご提案できるように努力をいたしておりますので、ご理解をいただき、また資料につきましては事前に配付させていただきたいと思しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

次に、4番のその他でございますが、皆さん方ご意見があれば伺いたいと思ひます。どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご意見もないようでございますので、それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行のご協力に対しまして感謝を申し上げ、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 3 7 分 閉会